

『宣教卿記』天正三年記紙背文書（一）

遠藤珠紀
宮崎肇
金子拓

はじめに

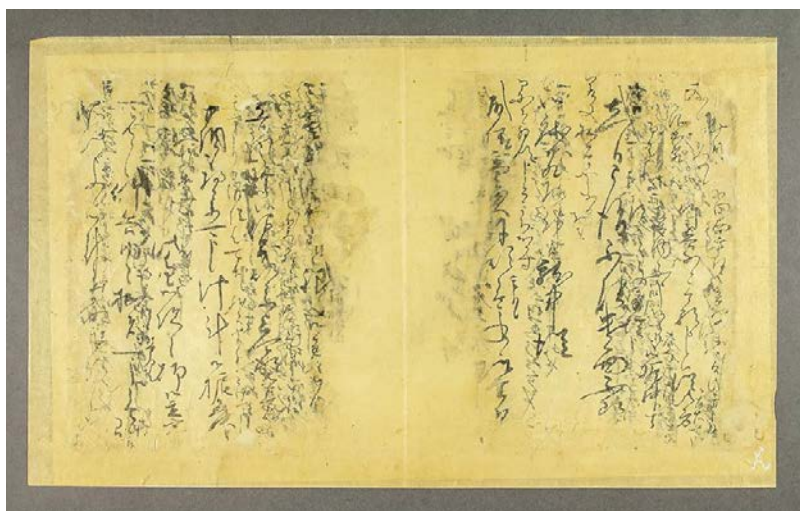
『早稲田大学図書館紀要』六六号～六九号において、一六世紀の公家中御門宣教の「宣教卿記」天正三年（一五七五）記・天正四年記の翻刻・紹介を行った（請求記号・文書二一 冊〇六三七・〇六三九）。本記の概要については前号までをご参照頂きたい。この「宣教卿記」は反故紙を翻し、紙背に記されている。本号からは、その紙背文書の翻刻・紹介を行いたい。本号ではまず、天正三年記の表紙～二九紙目紙背を紹介する。

紙背には書状・繪旨土代・口宣案土代などが用いられている。前号までで紹介した通り、表の日記は書き直しや推敲も多く、清書本ではなく、日々に記された日記と推測される。年次が判明するところでは、永祿二年（一五五九）から天正三年に及ぶ。特に天正二年・三年のものが多く、表の日記に近い時期の紙を利用して日記を記していたと推測される。また表紙紙背の一号「正親町天皇繪旨土代」は天正三年四月五日付と、天正三年中のものとなっている。

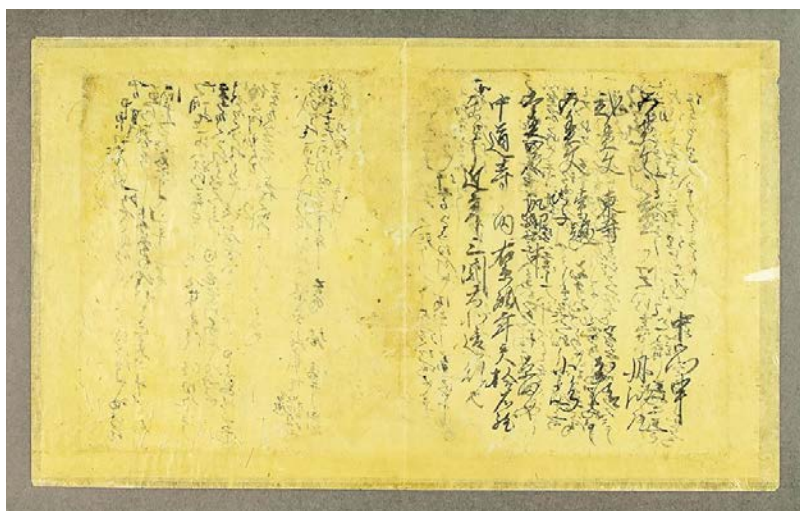
あるいは宣教は、仮綴じのような形で随時に紙を加えつつ日記を書き、一年分の日記を認めたのちに表紙を付したの
であろうか。

文書に見える主な話題を紹介する。天正二・三年には宣教は正五位上右中弁、藏人であった。一号・二号・三号・
一号・一七号・一九号などは、弁官・藏人としての差配、文書発給に関わる文書である。口宣執筆の依頼を受けた
り（二号・一八号）、札を得ている様子も窺われる（六号）。天正二年七月一六日には、春日若宮西方の千木が落下す
る怪異があった（『大日本史料』第十編之二十六、七〇（七四頁）。宣教は南曹弁として調査や卜占に携わっている（二三
号・二二号・三〇号）。

天正三年三月三日に上洛してきた信長は、一四日公家たちに米を配った。さらに借物・沽却分・不知行分を返却さ
せる徳政が發布された。宣教は各所の借状を集め、村井貞勝に提出している様子が、日記に記されている（三月二四日条・
四月七日条・一一日条・一五日条・一六日条など）。紙背文書にも中御門家所領の書上（二三号。写真）や、借金先であつ
た渡辺丹後守の返状（二六号）、信長の京都所司代村井貞勝下代の状の土代（二四号・二八号）、知行返却を寿ぐ状（二五
号）が見える。関連の文書は次号紹介予定の天正三年記後半の紙背文書にも複数見える。この時期の中御門家、公家
たちにとって大きな出来事であったことがわかる。



4 四辻公遠勘返中御門宣教書状



23 中御門家所領書上

【凡例】

- ・ 文書は、日記表紙の紙背を一として通し番号を付し、適宜文書名を示した。用紙のうち通常の堅紙以外は（折紙）等として、その形状を記した。
- ・ 文字はおおむね現時通用の字体に改め、改行は原則として追い込みとした。本文が、端、端上などに続く場合は適宜／で移動を示した。本文には読点および並列点を適宜加えた。
- ・ 欠損の箇所はおよその字数を計って□または「」で示した。残画によって文字が推定できる場合は、その文字を□の中に記入した。判読不能の文字はとした。
- ・ 抹消された文字は左傍に抹消符を付し、判読不能の塗抹文字は、およその字数を計って■または■とした。文字の上に更に文字を重ね書きした箇所は、上に書かれた文字を本文とし、その左傍に、下の字に相当する数の・を付した。下の字が判読できた場合は、×を冠してその文字を傍注した。
- ・ 本文中で校訂により改められるべき文字や加えられるべき文字は「」、人名注など参考のためのものは（）に入れ傍に記した。なお人名注は現在通用する家名および名を用い、適宜に示した。そのほか必要に応じて※を付して按文を示した。
- ・ 本文以外の部分は、その位置に従って（端裏書）等と傍注し、「」を以って括った。封目は（切封墨引）（捻封墨引）等と示した。
- ・ 勘返は、その記された箇所に*を付し、書状の後に対応する*を付し勘返の内容を示した。

一 正親町天皇綸旨土代（宿紙）

奉祈天下「」

天□^{（返）}「」□者也、仍執達如件、

天正三年四月五日

右中弁宣□^{（中御門）}

「」人御園

※余白に「奉祈」「宜為」「天下」などの習書あり。

二 中御門宣教書状土代

就出世之儀上洛候、然者天子え令奏聞、相調珍重「」

七月五日

宣教^{（中御門）}

「」恐々謹言、

慶隆寺

芳首座

※一九号も参照。

三 正親町天皇女房奉書

雨の御いのり、しよし・しよしやへ早「」

「」めてたく候へく候、／かしく、

（捻封墨引）なかの御かとのへ^{（中御門宣教）}

「仰^{（奥七帖）}天正二・
七・十六」

四 四辻公遠勘返中御門宣教書状

竹兵*1など今朝申候ハ、從此方案内不申候とも御振舞者治定との有増申事候、

先日*2已後不能貴面、不斷御床敷存計候、就中從*3殿様雪魚*4拝領之由承候、珍重存候」

雪魚*4「*5銀子御返候ハんとの各風聞候、仰義以參上可得御意候、中酒も持參可申候、汁計御振舞被成下候、」

此辺御次之砌御立寄可有之候、竹兵内々拙者*7ニ可申之由候間、如此申入候、御報委細示賜候哉、

(編表上巻)

一 (檢封墨引) 御方様 四辻殿へ 人々御申

(中御門)
宣教」

(公遠)

* 1 「北向・南方さまざま魚物の事候間、此方より御左右可申候、／勘付恐入候、一入／御浦山敷存候、」

* 2 「誠候、若又拙者かやうなる物も參候ハ、拝領申候ハ、うちおかす其分候、」

* 3 「へ」

* 4 「へ」

* 5 「へ」

* 6 「此方へもいまた不參候、さ様二世上沙汰候ハ、使者御沙汰」其方より御催促候て可給候、然者半分ハ、わけ可申候、

此由竹兵へも申度候、

* 7 「へ如此仰御了簡候て」可仰候、

* 8 「へ」

* 9 「檢封墨引」

(四辻公遠方)
(草名)」

五 某書状（折紙）

又このすみ（墨）まいらせ候、めてたく候也、又御申候へく候、／又申候、かやうに御□とも「ひに又御□□
まいらせ候」「

さいく申まいらせ候へハ、御はもしに「もわからす候、たひく御むもし申候て御」
さ候へく候、さりながら申やすく候ま、申事（折紙見書）にて候、このよし、なかの御かとのへ御申候てたひて候、数く「
く」「なから申まいらせ候、あふら御はもし候やく、

「（奥上書）なもし殿

ひ

御きもしの御かたへ

申給へ

「

六 某書状（縦折紙）

ほうもし御のほり候て御入候、まいり候て申され候はんすれとも、御むつ「にて候」「御くた

「申候、こゝろへ候て、申との御事にて候、このおもて十まい申入候、いつそやのく（口直）せんの御
れい（礼）にて御入候、又ひもし／さまへ御なり、ゆめくしく御いり候へとも「まいり」「よし申との
御事にて候」「

（捻封墨引）

なか御（中御門直教）

「まいる

□

申給へ

七 某書状

改年之吉兆、^{〔遂〕}遂日幸甚々々、仍明日鞍馬^え御参詣候哉、御供可申候、然者朝飲「
」

二月一日

(花押)

^{〔宣教〕}中御門殿様

(捺封墨引) 中御門殿まいる

××

※天正三年二月三日には竹兵・同女中と鞍馬に参詣している。

八 中院通勝書状

今夕就申次之事、御袍下具等、大かた調法申齎、然者冠と緒等於「
」候て給「
」
「
」各相催之事可有之候間、急御こしらへ候て、三へ御出候へく候、束帯ノ具ノ其方へ可進候歟、又此方にても御用候ハん歟、ノ可有貴意候、旁御返事待申候、

(捺封墨引)

^{〔宣教〕}中御門殿

^{〔宣教〕}通勝

九 甘露寺経元勘返中御門宣教書状

^{〔宣教〕}又装束錫仕候て可「
」

「
」

但此方^{〔宣教〕}へ申候ノ時一盞^{〔宣教〕}可振舞候「
」

「
」密々仕申候、珍重候、何疋御ふた

へ物此「
」

昨日は從御馳走、祇候仕、雨山ノ祝着至候、不御□□殊朝食まて了、御礼「
」
「
」御礼申候てを
「
」色「
」又拙者御こし物「
」
「
」ふと御座候ハんを□□なへ被仰付候、此者に可被下候、かしく、

(^{*14}捨封墨引) 甘露寺殿 人々申給へ 宣教

* 1 「へ先被返遣、重而□□」

* 2 「へ可然候、」

* 3 「へ可然候、」

* 4 「へ」

* 5 「へ」

* 6 「へ」

* 7 「御へ」

* 8 「へ斗はいや也、」

* 9 「慥給候、」

* 10 「へ」

* 11 「へ御わたほう□^レ慥給 「□□此方に御取□可給候」

* 12 「へ」

* 13 「へ」

* 14 「捨封墨引」

経^元□

一〇 孫四郎書状

尚々、を(同)なしくハ明日ニ御(通)のへにて可有候、奉頼入候、かの事今日(虎屋)／＼とらやよりかへりこと申参て候よし申来候、

たひく申ことにて御いり候、奉頼入候、

御ねころの御文まことにくかたちけなく令存候、仍今日(吉田兼和)よした殿へ令出も「申度候へ共かの人々」

ちの□□村井新右衛門尉(宗信)多参候へのよし候間、明日ハ御供申度候、其御心得にて可有候、又々かしく、

(捻封墨引) 御(礼)ちの人様 孫四郎

まいる 御返事

一一 中御門宣教書状土代

神宮内宮仮殿事始等日次可致撰進(致)□□被仰(被)候也、恐々謹言、

天正二
六月十二日 宣教

(土御門有徳)
陰陽頭殿

※「天筆和合楽 地福皆円満」「君か代は千世に」「日次」「□安倍有□朝臣」の習書あり。天正二年六月二八日に伊勢皇太神宮仮殿遷宮事始が行われた(『大日本史料』第一〇編三三、天正二年六月二八日条参照)。

一二 某書状

此間御ゆかしく奉存候々々々、此両人法印事望候、西国にて我々宿の物ともにて候、たのミ申候、雑人の事「」不及候、前々其分「」之間、只今御調「」可為祝着候、たのミ「」何様にも御礼儀候ハん事を御申まい

らせ候、貴面をこし入候、

(捻封墨引) 中御門殿

□政

※一八号と一具ならん。

一三 某書状

返々、うつくしうしるしてあそハし候へく候、御ためにて候、御心へ候へく候、かしく、御あんもかもんもこの物にまいらせ候へく候、「よくと、のへ御くたし候へく候、

御おりかみのやう申入□□あん□□のへまいらせ候「を候へく候、又ならよりいつも申候れうしよく候ハんをあそハし候らん、おのくはいけん申候、はれかましき御事、たれにもこのよしを申たく申□□て□しかる」候て□□しくれうし□□きを「候へく候、このよし申て候、御かいき御心もとなく候、よく御やうしやう候て、かた々、御しこうこしまいらせ候へく候、

御返事

※二一号と同筆。

一四 某書状

めつらしからぬ(今日)けふハいろ／＼いつも／＼御はつかしく思ひまいらせ候、まことに／＼□□／＼しき事ハ候ハて、御あたりへも御はもしに思ひまいらせ候、いまちとやう(業生)しやうし候てまいらせ候、よろつ御(礼)れい候へく候、／＼せもしにてもかす／＼よく／＼／＼心えて申まいらせ候、ぬいもしこや雨のよりしつくをわすれまいらせ候、いたくも「」申せとの御事候「」。「候へとむつかしく、ちと申まいらせ候はす候、御さ□□御さより／＼雨もふり候ハ□□ハ心やすく思ひまいらせ候、返々重「」。「御□□くうれしく思ひまいらせ候、

御なもしへ

たれ(誰)にてもまいる 申給へ に

(捻封墨引)

一五 村井貞勝書状案 (折紙)

先日者御状之趣令披見候、仍彼一義于今□通無之候間、御□(許)遅々候て、迷惑申候、当年者無余日候間、来春下着之砌、可有光義候、恐々謹言、

(天正二年)
閏十一月(以下書)
カス、

※中御門宣教筆。一六号と関連か。

一六 村井貞勝書状写（折紙）

先日者御状之趣令披見候、仍彼一義于今一通無之候間、御計遅々候て（迷）□惑申候、当年者無余日□□□下着之砌光義
「□」恐々謹言、

村井民部丞

十一月日

貞勝（花押影）

源法 御報

※中御門宣教筆。

一七 壬生朝芳書状（折紙）

禰宜等款状認様□□相違雖申候□用之由強慶忠（藤波）「□」不可為朝芳（壬生）越度候、可得御意候也、

一日

朝芳

中御門殿（宣教）

一八 某書状

権大僧都重盛

宜叙法印、

権大僧都成潤

宜鬮法印、

此分両通たのミ存候、
※一二号と一具ならん。

一九 中御門宣教書状土代

就出世之儀上洛候、然者

天子江令 奏聞相調、珍重候、猶向後取次可令申候、恐々謹言、

永禄二
七月五日 宣教(中御門)

慶隆寺

芳首座

二〇 兼弘書状

先日者懸御目畏存候、内々如申□御隙次第光臨雖乏□少大根五束可令申「
猶期貴顔之時候、かしく、

彌美上書(用)
「(捻封墨引) 中御門殿様まいる 申給へ 兼弘」

二一 某書状

よふの御事候て、大せういんとの、たゆふをくたしてまいり候まゝ、
大かたまつ申まいり候、ひ「
て

かいい□まゝまいらせ候「
」

『宣教卿記』天正三年記紙背文書(二)

一日わか宮(若)やしろ(社)の事、うらかた(占形)まいらせ候ほどに「た」「」れて「」よし、おん(陰)やう(陽)よりの文に候つるま、いか、御入候ハんやと、まつかもん(勘文)をうつして、ないく(写)ついで候つるほどに、おみくしもして、おもてむき(南曹)ハんさう(仰)よりおほせくたし候ハんと申て候へハ、た、いまかやうに人のほせて申□候つるに、まつく返□□□の「」候へく候、かしく、
中御門とのへ

十六日

※一三号と同筆。天正二年七月一六日、春日若宮神殿西方の千木が落下した(春日社司祐金記)。この件にかかわるか。

二二 □宣案・和歌習書

宜叙法橋 快慈 法橋

天正三年正月五日 摩訶院

快慈 十四日 同十四日

天正三年正月十二日――

権律師快慈 天正三――正月十四日

三位権少僧都 権大僧都

摩訶院 可叙法印

宜叙大僧都 松歴年

□(松力)暦年

「 きてかハラぬ色や姫こ （松乙） □

「 おめしなるゝしな

「 よりかハラぬ物ハふちか頭

このとき

いく□□かけてさかふ■

神宮内宮遷宮

※和歌は『宣教卿記』天正三年正月一九日条と関連か。

二三 中御門家所領書上

中御門申

五貫文 壬生 丹波屋

貳貫文 東寺 寿清

五貫文 索廻
地子 小嶋

壹貫五百文 尻切公事 原田女

中道寺之内ニ、右京職年貢拾石程在之、近年三洲大和違乱也、（藤英）

二四 村井貞勝下代折紙案（折紙）

中御門殿御借物御沽却分・御不知行以下儀、可被相尋之条、明日村井所へ^{（貞勝）}以下書カズ、

※中御門宣教筆。天正三年三月一四日、織田信長が廷臣等に米を頒ち、徳政を發した。『宣教卿記』天正三年三月

一四日条・一六日条・二三日条・二四日条、四月七日条・二一日条・一五日条・一六日条など参照。また二三号・二五号・二六号・二八号もこれに関わる。

二五 某書状（折紙）

返々おほしめしより候て御ふミ給候、くわ分さ申つくしかたく候、いつれものほりまいらせ候て、／申□すへく候、やうく御かもしよりも御うれしさよくく「」「く」「しき」「御心やすく□ほしめし候へく候、いそきていか、申やう、かしく、

おほしめしより候て文給候、かすく御うれしく思ひまいらせ候□^{（思）}ひよりまいらせ候ハぬ、ふとくたりまいらせ候て、いまにとりう申事にて候、さいく御かもし御ミまい候てたまハリ候し、さてハ御ちぎやうともかへりまいらせ候よし、あらくめてたく候く、「^{（折紙返書）}いかさまのほりまいらせ候て、御ふるまいとも、せうくの事までハき、まいらせ候ましく候、わかミのほりハ、ミなく^{（間降）}かいちんしたいに候へとも、そのほうへ□し候て御こしらへまいらせ候、かいちんしたいにのほり候へく候、さねミくもしまいり候ま、あらく御けもしまいらせ候、

（切封墨引）

せうりうしより^{（勝龍寺）}

御返事

なかもしさまへまいる 申給へ 二

二六 渡辺丹後守返状

なか(中御門尊敦)の御かと殿さまの御借状、た、いまし(進)ん上可申候へ共、みう(見失)しない申候ま、、やかてあいたつね、しん上可申候、もしいつかたよりいて申候とも、ほう(反放)く□□へく候、仍かへり状如件、

渡辺

天正三年四月五日 丹後守

中御門殿様

御雑掌

※『宣教卿記』天正三年四月七日条参照。

二七 某書状

さき日ハよくぞ御(出)いて候、申つくしかたく候、こんのすけ(手)のてにて文給候、参りかたく「」まいらせ候事おほしめしより申候へく候、やすけ(明日)もあす御てもし御のほり候ま、、まいり候よしうけ給候、もんとし候て御うれしさ、／さき日はたもしこの□よく候てうけ給候、よく「」まいらせ候へは、なに事も候はす候よし「」御うれしさ申つくしかたく候よし「」

(捻封墨引)

たれ(誰)にても申給へ まいる は

二八 村井貞勝下代連署状案（折紙）

五升八合

五升八合

五升八合

〔^{（宣敷）}中御門殿御借物・御沽却分・御不知行以下之義、可被相尋之条明日村井所^{（貞勝）}へ可〕

〔 〕

賢祐判

□^{〔村〕}井右衛門尉

宗次判

村井又兵衛

吉忠判

落合平兵衛

親豊判

休斎

英林判

繁田道二

下京

丹波屋

東寺

寿清

竹村信濃殿〔折紙寫卷〕

原田殿〔折紙寫卷〕

小嶋殿

中井与次殿

沼田勘解由左衛門殿

雜掌

各御中

※『宣教卿記』天正三年四月一六日条参照。

二九 正親町実彦書状

先日者懸御目祝着至候、近日丹州江御陣立之由候哉〔仍丹波国桑田〕小川庄之義ニ、權迄様躰申処に、御馳走頼入存候、何も罷越、様躰可得御意候、恐々謹言、

正親町

五月十七日〔天正三年九〕

実彦

長岡大輔殿〔雜紙〕

『宣教卿記』天正三年記紙背文書（二）

三〇 中御門宣教書状土代

今度若宮御棟西方令落御候、則陰陽頭有脩被仰候、雖然在國之事候○于今遅々之義候間、先使者返遣候、聽而左右「分」
何躰可召出候歟、急便候間如此候、恐々謹言、カズ、以下書○以下書

※天正二年七月一六日、春日若宮神殿西方の千木が落下した（『春日社司祐金記』）。この件にかかわるか。

（えんどう たまき 東京大学史料編纂所准教授）

（みやざき はじめ 東京大学史料編纂所特任研究員）

（かねこ ひらく 東京大学史料編纂所准教授）